

商品概要説明書 ー個人向け国債(固定5年)ー

2013年 3月 18日現在

項 目	内 容
1. 商品名	個人向け国債(固定5年)
2. ご利用者	個人の方のみご利用いただけます。
3. 期 間	5年
4. 購入方法	現金、他の預金口座から振替等でご購入いただけます。
購入金額	額面1万円以上、1万円単位
5. 償還方法	満期日に元金(および終期利息)をご指定の口座に入金します。
6. 利回り他	
(1) 利率(クーポン)	銘柄により利率(クーポン)は異なります。利率は償還日まで変わりません(固定金利)。 また、最低利率0.05%を下回ることはありません。
(2) 価格	募集価格、償還価格は100円あたり100円です。
(3) 利回り	利回りは利率・価格・期間で決まります。
(4) 利払時期	年2回6カ月毎に利息をご指定の口座に入金します。
7. 債券の管理	個人向け国債の管理方法として、振替決済口座における保護預りをご利用いただきます。
8. 個人向け国債の リスクと留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●手数料などの諸費用について 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。 ●個人向け国債のリスクについて 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるリスクがあります。 ●個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。 公共債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ●自動貸越サービス(総合口座の当座貸越) 保護預り等をご利用いただいた際には、公共債を担保に、最高200万円までの自動貸越サービスをご利用いただけます。(個人のお客さまに限りです。) 貸越利率は、当社の店頭に表示する国債等証券担保の総合口座貸越利率を適用します。 ●マル優・マル特のお取扱いができます。 マル優・マル特の非課税限度額はそれぞれ最高350万円まで、併用すれば700万円までご利用いただけます。
10. 償還期限前に売却する場合のお 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●発行日から1年経過すれば中途換金可能です。 中途換金によるお受取金額は以下のとおりとなり、原則中途換金調整額として「2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」が差引かれます。 「額面金額の100%」+「経過利子相当額」-「2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」 ●以下の場合には1年を経過していなくても中途換金可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ①保有者ご本人が亡くなられた場合 ②大規模な自然災害に罹災された場合で災害救助法の適応地域に居住するなど一定の条件を満たしている場合

(次頁につづきます)

<p>11. 当社の苦情対応 措置及び紛争解 決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人全国銀行協会 または 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター をご利用いただけます。 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005
<p>12. その他ご留意 いただく事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個人向け国債は、預金保険制度の対象外となっております。 ●既発債はお取扱いできません。 ●発行日から初回利払日までの期間が6ヵ月に満たない場合は、ご購入時に初回利子調整額をお支払いいただく場合があります。 ●本券は発行されません。国債振替決済制度を利用した振替決済口座において、当社が責任をもって管理いたします。 ●保護預り等をご利用いただく場合、「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」によりお取扱いいたします。ご利用の際には、必ずご覧ください。 ●お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面」を必ずご覧ください。

商号等/株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号
加入協会/日本証券業協会、(一般社団法人)金融先物取引業協会